

第54回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書

令和7年1月30日（木）

鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

- (1) 鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について

○そ の 他

- (1) 四日市都市計画道路北勢バイパスの変更に係る取り扱いについて

鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について

鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について

1. 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、まちづくりの理念や都市計画の目標、各種社会的課題への対応について定めた、鈴鹿市都市マスタープランの実現に向けて、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画を定めるものです。

同法第81条第22項では、立地適正化計画を作成する際、市都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

(2) 立地適正化計画の活用

これまで、都市マスタープランを活用して、コンパクトなまちづくりに向けて都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図ってきたところではありますが、立地適正化計画を策定することにより、届出・勧告や各種の支援措置等を活用することが可能となることから。立地適正化計画をはじめとする誘導策と都市計画法に基づく土地利用規制や開発許可を一体的に運用し『広義の都市計画制度』による都市づくりを進めていくことが重要であると考えています。

(3) 法令等

- ・都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第81条第1項
- ・都市計画運用指針
- ・立地適正化計画の手引き（令和6年改定・国土交通省）
- ・立地適正化計画作成の手引き（令和5年改定・国土交通省）
- ・都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年・国土交通省）
- ・持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』（令和6年・国土交通省）
- ・鈴鹿市総合計画 2031
- ・鈴鹿市都市マスタープラン（令和6年4月改定）

2. 小委員会設置について

(1) 設置根拠

鈴鹿市立地適正化計画策定に向け、鈴鹿市都市計画審議会組織及び

運営要領第 11 条第 1 項に基づき、鈴鹿市都市計画審議会小委員会（立地適正化計画策定検討）の設置を提案します。

(2) 設置時期

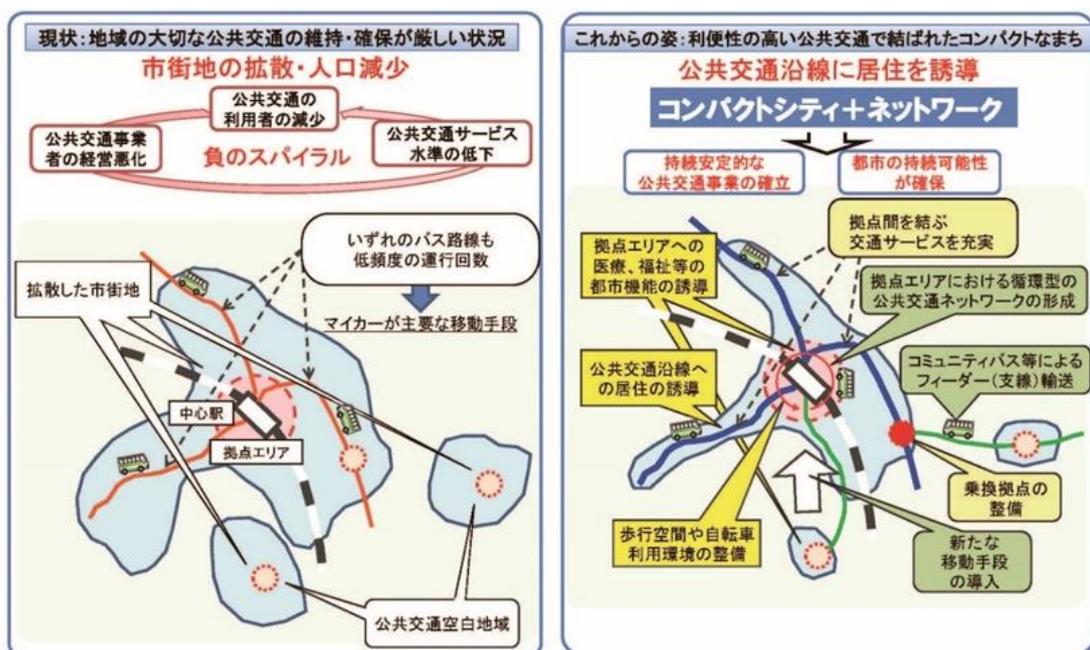
令和 7 年度月上旬予定（庁内手続き終了後）

(3) 作業期間

令和 7 年度、8 年度で策定作業を行います。

(4) 委員等

鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 11 条第 2 項に基づき都市計画審議会会長を委員長とし、委員については会長と相談の上、依頼します。



鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市都市計画審議会条例（平成12年鈴鹿市条例第1号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、鈴鹿市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第1号に規定する学識経験のある者については、都市計画、法学、経済、環境、福祉、土木、交通、建築、住宅、情報、商工業、農業、水産業等の部門から任命するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、原則として当該各号の部門の区分等に応じ任命することとする。

- (1) 特に専門的有識者として、大学等の教員のうちから任命するものとする。ただし、退官後であっても任命できるものとする。
- (2) 商工業部門として、商工会議所から任命するものとする。
- (3) 農業部門として、農業委員会から任命するものとする。
- (4) 水産業部門として、漁業協同組合から任命するものとする。
- (5) 環境部門として、自治会連合会から任命するものとする。
- (6) 情報部門として、評論家等から任命するものとする。

2 条例第3条第1項第2号に規定する市議会議員については、市議会臨時会の役員改選において市議会議長から推薦される者を任命するものとする。

3 条例第3条第1項第3号に規定する関係行政機関の職員については、次の機関の長又はその長が指名する者を任命するものとする。

- (1) 三重県鈴鹿建設事務所
- (2) 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所

4 前3項のほか、市民等、市長が特に必要と認める者を任命することができる。

(委員の代理)

第3条 条例第3条第1項第3号に掲げる者に、やむを得ない事情があるときは、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、議事に参加し、決議に加わることができる。

(会長の任期)

第4条 審議会の会長（以下「会長」という。）の任期は、任命された委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、委員を退任し、又は欠けたときは、条例第5条の規定に準じて新たな会長を選任するものとする。この場合において、新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議への出席等)

第5条 委員は、会議への出席に当たり、会長が通知する場所へ参集するものとする。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信する方法（以下「オンライン」という。）により会議に出席することができるものとする。

2 オンラインによる会議への出席者は、会議に出席しているものとして取り扱い、決議に加わることができるものとする。

(議事の説明者)

第6条 会長は、議事に関する市の職員を会議に出席させ、議案について説明をさせることができる。

(幹事)

第7条 条例第9条に規定する幹事については、次の職にある者を任命するほか、議事に

関係のある職員等を必要に応じて任命するものとする。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市整備部次長
- (3) 都市整備部参事
- (4) 都市計画課長

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条に規定する非公開情報に関し審議するときは、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

2 審議会の傍聴要領は別途定める。

(議事録)

第9条 審議会の会議は、議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名（オンラインによる出席者がいる場合は、出席方法も記載するものとする。）
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他審議会の経過に関する事項等

3 審議会の議事録は、鈴鹿市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き、公開する。

(議事録署名)

第10条 議事録には、議事録署名人2名が署名する。

2 会長は、会議の議事に先立ち、出席した委員のうちから議事録署名人2名を指名するものとする。

(小委員会)

第11条 審議会は、特別の事項の調査のため必要があるときは、都市計画審議会小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を置くことができる。

2 小委員会は、会長のほか、次の委員のうち会長が指名する者5人以内をもって組織する。

- (1) 条例第3条に規定する委員
- (2) 条例第4条に規定する臨時委員及び専門委員

3 小委員会の委員長は会長とする。ただし、必要があるときは、会長が前項の委員の中から指名することができる。

4 委員長は、小委員会の会務を掌理する。

5 副委員長は、委員長が第2項の委員の中から指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 小委員会は、委員長が招集する。

8 小委員会は、当該事項の調査が終了したときは、解散するものとする。

9 小委員会の会議は、前2条の規定に準じ、議事録を作成する。

(雑則)

第12条 この要領に定めがない事項は、その都度決定する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

平成12年4月11日鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領は廃止する。

附 則
この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則
この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年1月1日から施行する。

四日市都市計画道路北勢バイパスの変更に係る取り扱いについて

四日市都市計画道路の変更 三重県決定

都市計画道路中3・3・91号北勢バイパスを次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・91	北勢バイパス	四日市市 広永町 川原	四日市市 采女町 清水	四日市市 小生町	約 17,340m		4車線	25.3m		
			四日市市 広永町 川原	四日市市 大矢知町 久留倍		約 2,030m	嵩上式		53.0m		
			四日市市 垂坂町 山之谷	四日市市 垂坂町 古池		約 470m	掘割式		25.0m		
			四日市市 山之一色町 坊之山	四日市市 西坂部町 二ノ谷		約 890m	地下式		40.0m		
			四日市市 西坂部町 奥城之谷	四日市市 曾井町 東谷		約 380m	掘割式		25.0m		
			四日市市 曾井町 東門田	四日市市 小生町 南谷		約 1,140m	嵩上式		25.0m ～ 25.3m		
			四日市市 小生町 尼ヶ谷	四日市市 川島町 浮橋		約 420m	地下式		18.3m		
			四日市市 川島町 西谷	四日市市 八王子町 南幸		約 460m	掘割式		25.3m		
			四日市市 貝家町 作花	四日市市 貝家町 植松		約 470m	掘割式		25.3m		
			四日市市 貝家町 荒起	四日市市 北小松町 北組		約 360m	嵩上式		25.3m		
			四日市市 北小松町 井口	四日市市 南小松町 大畑		約 610m	嵩上式		25.3m		
			四日市市 南小松町 大畑	四日市市 采女町 清水		約 640m	掘割式		25.3m		
						約 9,470m	地表式		25.0m ～ 53.0m	幹線街路3・2・3号富田山城線、 3・4・26号四日市関ヶ原線及び3・ 4・13号子酉小林線と立体交差幹 線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

「別紙理由書のとおり」

理 由 書

国道1号北勢バイパスは、三重県三重郡川越町南福崎(国道23号)から四日市市采女町(国道1号)に至る延長約21.0kmの幹線道路で、国道1号及び国道23号並びに、内陸部の生活道路における交通量を分散することによって交通混雑の緩和を図るとともに、道路交通の安全を確保し、さらには内陸部の地域開発の促進を目指す路線です。

このうち、四日市市広永町川原を起点とし四日市市采女町清水を終点とする延長約17.340kmを「3・3・91号北勢バイパス」(以下、「当該路線」という。)として平成2年12月に計画決定(平成17年11月及び令和5年9月に変更)しています。

なお、当該路線は、四日市都市計画区域マスタープラン(三重県)において、本区域における南北方向の軸であり、国道1号及び国道23号の機能を強化する幹線道路として位置づけられています。また、四日市都市計画マスタープラン全体構想(四日市市)においても、南北方向の交通機能を強化する機能をもつ幹線道路として位置づけられています。

当該路線は平成4年に事業化され、起点側から順に整備が進められており、現在市道日永八郷線から国道477号バイパスの間において、令和6年度内の開通に向けて工事が進められています。

今回の当該路線の変更は、四日市市曾井町(国道477号バイパス)から四日市市采女町(国道1号)の区間について、令和7年度以降の着実な事業推進に向けて行うものであり、これまでの地域との調整を踏まえ、より周辺環境に配慮するための一部構造形式の変更や、最新の測量調査、地質調査等に基づく設計の見直しを実施した結果、道路幅員等に変更が生じたため、本路線の区域の変更を行うものです。

新旧対照表

四日市都市計画道路の変更(三重県決定)

都市計画道路中3・3・91号北勢バイパスを次のように変更する。

(ゴシック斜体):旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・91	北勢バイパス	四日市市 広永町 川原	四日市市 采女町 清水	四日市市 小生町	約 17,340m		4車線	(25.0m) 25.3m		
			四日市市 広永町 川原	四日市市 大矢知町 久留倍		約 2,030m	嵩上式		53.0m		
			四日市市 垂坂町 山之谷	四日市市 垂坂町 古池		約 470m	掘割式		25.0m		
			四日市市 山之一色町 坊之山	四日市市 西坂部町 二ノ谷		約 890m	地下式		40.0m		
			四日市市 西坂部町 奥城之谷	四日市市 曾井町 東谷		約 380m	掘割式		25.0m		
			四日市市 曾井町 東門田	四日市市 小生町 (高腰) 南谷		約 (1,130) 1,140m	嵩上式		(25.0m) 25.0m ~ 25.3m		
			四日市市 小生町 尼ヶ谷	四日市市 (浮橋 二丁目) 川島町 浮橋		約 (400) 420m	(掘割式) 地下式		(25.0m) 18.3m		
			(四日市市 川島町 中谷) -	(四日市市 川島町 狭間) -		約 (870) -m	(掘割式) -		(25.0m) -		
			四日市市 川島町 西谷	四日市市 八王子町 南幸		約 (430) 460m	掘割式		(25.0m) 25.3m		
			(四日市市 八王子町 石坂) -	(四日市市 波木町 辻之下) -		約 (690) -m	(掘割式) -		(25.0m) -		
			四日市市 (波木町 小広) 貝家町 作花	四日市市 (北小松町 菖蒲谷) 貝家町 植松		約 (600) 470m	掘割式		(25.0m) 25.3m		
			(-) 四日市市 貝家町 荒起	(-) 四日市市 北小松町 北岨		約 (-) 360m	(-) 嵩上式		(-) 25.3m		
			四日市市 北小松町 井口	四日市市 南小松町 (小岨) 大岨		約 (590) 610m	嵩上式		(25.0m) 25.3m		
			四日市市 南小松町 (小岨) 大岨	四日市市 采女町 清水		約 (700) 640m	掘割式		(25.0m) 25.3m		
						約 (8,160) 9,470m	地表式		25.0m ~ 53.0m	幹線街路3・2・3号富田山城線、3・4・26号四日市関ヶ原線及び3・4・13号子西小林線と立体交差幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

「別紙理由書のとおり」



出典：四日市市GIS都市計画図